

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類一覧表

1	開発行為許可申請書	正・副 ＜省令別記様式第2(第16条関係)＞
2	申請手数料	取手市手数料条例による
3	委任状	第三者に手続を委任する場合 (押印を省略する場合は申請者の自署又は連絡先を記入)
4	設計説明書	自己の居住用の場合は不要 ＜市細則様式第1号(第4条関係)＞
5	公共施設の管理者の同意書	法第32条の同意(道路、公園、下水道、水路等) ＜市細則様式第4号(第5条関係)＞
6	公共施設の管理者等に関する書類	新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類 ＜市細則様式第2号(第4条関係)＞
		従前の公共施設の管理者等に関する書類 ＜市細則様式第3号(第4条関係)＞
7	公共公益施設管理者等との協議書	法第32条の協議 ＜市要綱様式第5号(第4条関係)＞
	公共施設管理者	新たに設置される公共施設についての協議
	義務教育設置義務者	20ha 以上の場合
	水道事業者	20ha 以上の場合
	電気事業者	40ha 以上の場合
	ガス事業者	40ha 以上の場合
	鉄道事業者・軌道経営者	40ha 以上の場合
8	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(土地)	所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等 ＜市細則様式第5号1(第5条関係)＞
9	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(工作物・建築物)	所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等 ＜市細則様式第5号2(第5条関係)＞
10	開発区域の土地明細表	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々に記入し一覧表とする
11	開発区域の登記事項証明書(土地・建築物)	
12	資金計画書	自己用で1.0ha未満の場合は不要 ＜省令別記様式第3(第16条関係)＞ 年度別計画、残高証明、工事費内訳書、融資証明書
13	設計者の資格に関する申立書及び証明書	1.0ha以上の場合 ＜市細則様式第6号(第6条関係)＞
14	申請者の資力信用に係る書類	自己用で1.0ha未満の場合は不要 法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)、事業経歴書、納税証明書、宅地造成を目的とする場合は宅建免許の写し
15	工事施行者の工事完成能力に係る書類	自己用で1.0ha未満の場合は不要 建設業許可書写、法人登記簿謄本、事業経歴
16	その他必要な書類	その他の公共水路及び排水路に流入する場合は流入同意書等 開発行為事前協議に係る同意書又は協議済書等
17	添付図面等	図示事項については別紙「添付図書及び記載事項説明書」による
18	他法令の許可等	埋蔵文化財協議済書の写し
		水路占用許可書の写し(図面も含む)
		道路法第24条・第32条許可書の写し(図面も含む)
		農地転用許可申請書又は許可書の写し
19	法第34条第13号に該当する権利を証する書類(法第34条第13号該当の場合)	＜市細則様式第23号(第22条関係)＞
20	その他審査上必要と認める書類で指示のあったもの	

注) 土地・建物の登記事項証明書、公図の写し、戸籍全部事項証明書、住民票、評価証明、納税証明等は、3か月以内のものとしします。

注) 図面には作成した者の氏名の記載をお願いします。

注) 図面への明示すべき事項について、必要に応じて追記で記載をお願いする場合がございます。

注) 開発許可書交付時に、開発区域位置図、土地明細表、公図の写し、地積測量図、土地利用計画図、給水施設計画平面図、排水施設計画平面図を開発登録簿用として各一部提出をお願いします。

【添付図書及び記載事項説明書】

図面の種類	縮尺	明示する事項	備考
1. 開発区域位置図	1/2500	開発区域の位置 開発区域に想定浸水深3m以上の範囲が含まれている場合は水害時緊急避難場所への避難経路、距離、移動時間（徒歩・車）	都市計画図を使用すること。 （HP上に有り）
2. 公図の写し	1/600以上	方位、縮尺、申請地 開発区域内の地番・地目・地積・所有者の住所・氏名 公図の写しの転写場所、日付、転写者の氏名、方位、縮尺（公図の写しの証明書を添付する場合は記入不要）	開発区域を朱色等で囲み、申請地を明示すること。 申請日より3ヶ月以内のものを使用すること。
3. 現況図	1/2500以上	開発区域境界、等高線（地盤高及び基準点）、開発区域及びその周辺の公共施設・工作物の位置・形状、道路幅員・種別・番号	等高線は2mの標高差を表示し、開発区域周辺を含めて測量したもの。
4. 地積測量図	1/500以上	開発区域境界	開発区域の求積・土地利用区分ごとに求積すること。
5. 土地利用計画図	1/1000以上	開発区域境界、開発区域内外の公共施設の位置・形状（道路幅員・種別・番号）、予定建築物の敷地の形状・用途・最高の高さ・最高の軒の高さ、公益的施設の敷地の位置・形状、排水施設の位置・形状・水の流れ、消防水利、法面の位置・形状、擁壁の位置・種類、各敷地の面積・計画高、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	利用種別ごとに色分けや線種分け等を行うこと。
6. 造成計画平面図	1/1000以上	開発区域境界、切土・盛土の部分、擁壁の位置・種類・高さ、法面の位置・形状、道路の位置・形状、中心線・延長・幅員・勾配	切土・盛土を色分けすること。 宅地高及び隣接地の地盤高並びに道路計画高を記入すること。
7. 造成計画断面図	1/1000以上	開発区域境界、切土・盛土をする前後の地盤面、計画高	切土・盛土を色分けすること。 断面箇所は造成計画平面図に記入すること。
8. 道路縦横断面図	1/100	各路線断面、各幅員の標準断面	縦横断面箇所は、造成計画平面図に記入すること。
9. 排水流域図	1/500以上	開発区域を含めた全体排水流域を明示すること。	開発区域内の排水計画はもちろんのこと区域外の排水も含めた計画とすること。
10. 排水施設計画平面図	1/500	開発区域境界、排水区域界、排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり寸法・勾配・流下方向・人員算定式、吐口の位置、放流先の名称、人孔の位置・距離、各敷地の形状・計画高	排水計画の算定資料を添付すること。
11. 排水施設計画縦断面図	1/100	排水系統ごとの縦断、人孔の位置・勾配・計画高・土被り高	
12. 流量計算書			雨水の処理方法（貯留・浸透等）に応じた計算書を添付すること。 計算根拠（透水試験結果等）を添付すること。
13. 給水施設計画平面図	1/500以上	開発区域境界、給水施設の位置・形状・内のり寸法、取水方法、消火栓の位置・種類・包含範囲	排水施設計画平面図にまとめて図示しても良い。
14. がけの断面図	1/50	がけの高さ・勾配・土質（土質の種類が2以上のときは各々の土質及びその地層の厚さ）、切土・盛土をする前の地盤面、小段の位置・幅、がけ面保護の方法	がけ面を擁壁でおおわない場合は、土質試験に基づく安定等を記載した安定計算書を添付すること。
15. 擁壁の断面図	1/50	擁壁の寸法・勾配、材料の種類・寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置・材料・寸法、鉄筋の位置・径、水抜き穴の位置	擁壁の概要・土質試験書・構造計算書を添付すること。2mを超える認定外擁壁については事前に相談すること。
16. 各種構造図	1/50	排水施設、ゴミ集積所等の各構造を図示したもので、寸法・材料等を記入すること。	
17. 予定建築物	1/200以上	予定建築物の用途・構造・建築面積・延べ床面積・最高の高さ・最高の軒の高さ	平面図・立面図・建築物求積表等を添付すること。
注) 添付図書及び各図面への明示すべき事項は、計画内容により追加となる場合がございます。			